

富良野市

新たな障がい者計画の策定について

共生社会の実現を目指す計画づくり

1

計画の策定における基本的な考え方

計画策定作業における基本的な理解

我が国においては、障害者自立支援法の施行（平成18年）から、障害者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成26年に障害者権利条約が批准され、平成28年には障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の一部改正など、様々な法制度の改正が行われてきました。

平成30年3月には、「障害者基本計画（第4次）」が閣議決定され、今後5年間における障害者福祉のあり方が示されています。この計画では、基本理念として「**共生社会の実現**」に向け、障害者が、自らの決定に基づき**社会のあらゆる活動に参加し**、その**能力を最大限発揮して自己実現**できるよう支援」を掲げています。障がい者本人による意思決定や社会参加についてより重きが置かれるようになっていきます。これは平成26年に批准された障害者権利条約との整合性を確保する意味も有しており、市町村レベルにおいても、これまで以上に障がいのある人の社会参加を促すための施策が重要となってきます。

北海道では、平成25年3月に「第2期北海道障がい者基本計画」を策定し、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを基本的な目標とする障害者施策の促進に取り組んでいます。

国や北海道の動向を踏まえた計画づくり、富良野市の現状に応じた施策の推進が求められます。

視点1

障がいのある人が社会のあらゆる活動に参加できるようにするためのソフト・ハード両面における整備

視点2

障がいの有無によらず、すべての人の権利が守られ、誰もが生き生きとした人生を送ることができる共生社会の構築

▶ 障害者基本計画（第4次）の概要

1. 基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害のある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

3. 各論の主な内容

1. 安全・安心な生活環境の整備
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
3. 防災、防犯等の推進
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

2. 基本的方向

- ① 2020年東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
 - ② 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
 - ③ 障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進
 - ④ 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実
6. 保健・医療の推進
 7. 行政等における配慮の充実
 8. 雇用・就業、経済的自立の支援
 9. 教育の振興
 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
 11. 国際協力の推進

▶ 障害者福祉に関する国・県の動向

年	国	北海道	富良野市
H18	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法の施行 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 	重点施策実施 5か年計画	第1期障がい福祉計画
H19	<ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約署名 		
H20	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法の改正 		
H21			
H22			
H23	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基本法の一部を改正する法律の施行 		
H24	<ul style="list-style-type: none"> 障害者虐待防止法の施行 		
H25	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法の施行 障害者優先調達推進法の施行 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行 	重点施策実施5か年計画	第2期障がい福祉計画
H26	<ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約の批准 		
H27	<ul style="list-style-type: none"> 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行 		
H28	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法の施行 障害者雇用促進法一部改正の施行 発達障害者支援法の改正 		
H29			
H30	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 	障害者基本計画(第2次)	第3期障がい福祉計画
H31/R1	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用促進法の改正 		
R2			
R3			
		障害者基本計画(第3次)	第3期富良野市障がい者計画
		重点施策実施5か年計画	第4期障がい福祉計画
		障害者基本計画(第4次)	第4期富良野市障がい者計画
		重点施策実施5か年計画	第5期障がい福祉計画
		重点施策実施5か年計画	第1期障がい福祉計画
		重点施策実施5か年計画	第2期障がい福祉計画
		重点施策実施5か年計画	第3期障がい福祉計画
		重点施策実施5か年計画	第4期障がい福祉計画
		重点施策実施5か年計画	第5期障がい福祉計画

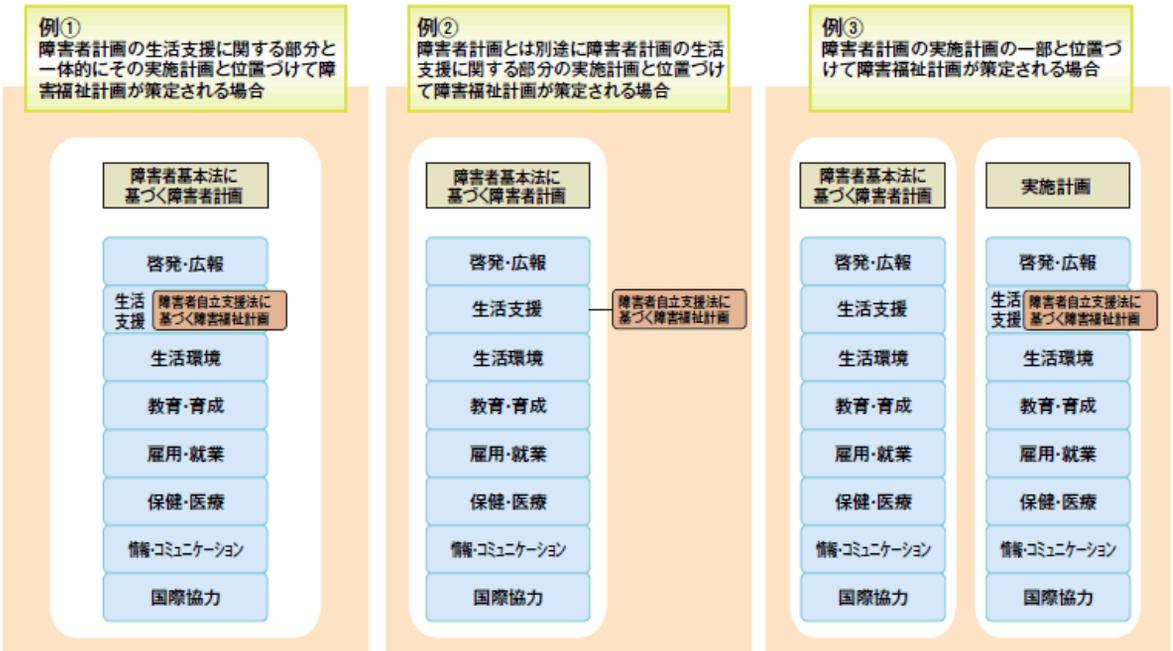
策定する計画

今回策定する計画は、「第5期富良野市障がい者計画」です。

なお、障がい（児）福祉計画との整合性の確保・一体的な運用を図るため、将来的な障がい（児）福祉計画との合冊を想定した計画期間を設定することとします。

第5期富良野市障がい者計画 （障害者基本法第11条第3項）	<ul style="list-style-type: none"> 国や北海道の障害者施策の方向性を踏まえ、福祉サービス事業者や支援団体等との連携体制を構築するとともに、障がいのある人を取り巻く課題と具体的な方策を取りまとめる。
第7期富良野市障がい福祉計画 （障害者総合支援法第88条）	<ul style="list-style-type: none"> 富良野市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の計画期間における利用見込みや確保方策を取りまとめる。
第3期富良野市障害児福祉計画 （児童福祉法第33条の20）	<ul style="list-style-type: none"> 富良野市の障害児福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の計画期間における利用見込みや確保方策を取りまとめる。

- 障害者計画は、「障害者基本法」に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画。
- 障害福祉計画は、障害者計画の中の「生活支援」に関わる事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけ。



(注) 基本計画及び実施計画の項目立ては、国にならった場合。

資料：内閣府

▶ 計画の期間

「第5期富良野市障がい者計画」は、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度の**4年間**とします。

計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第6次富良野市総合計画」と、福祉分野における上位計画である「第3期富良野市地域福祉計画」に基づき、主に本市における障がいのある人の福祉を実現するために策定される計画の1つです。

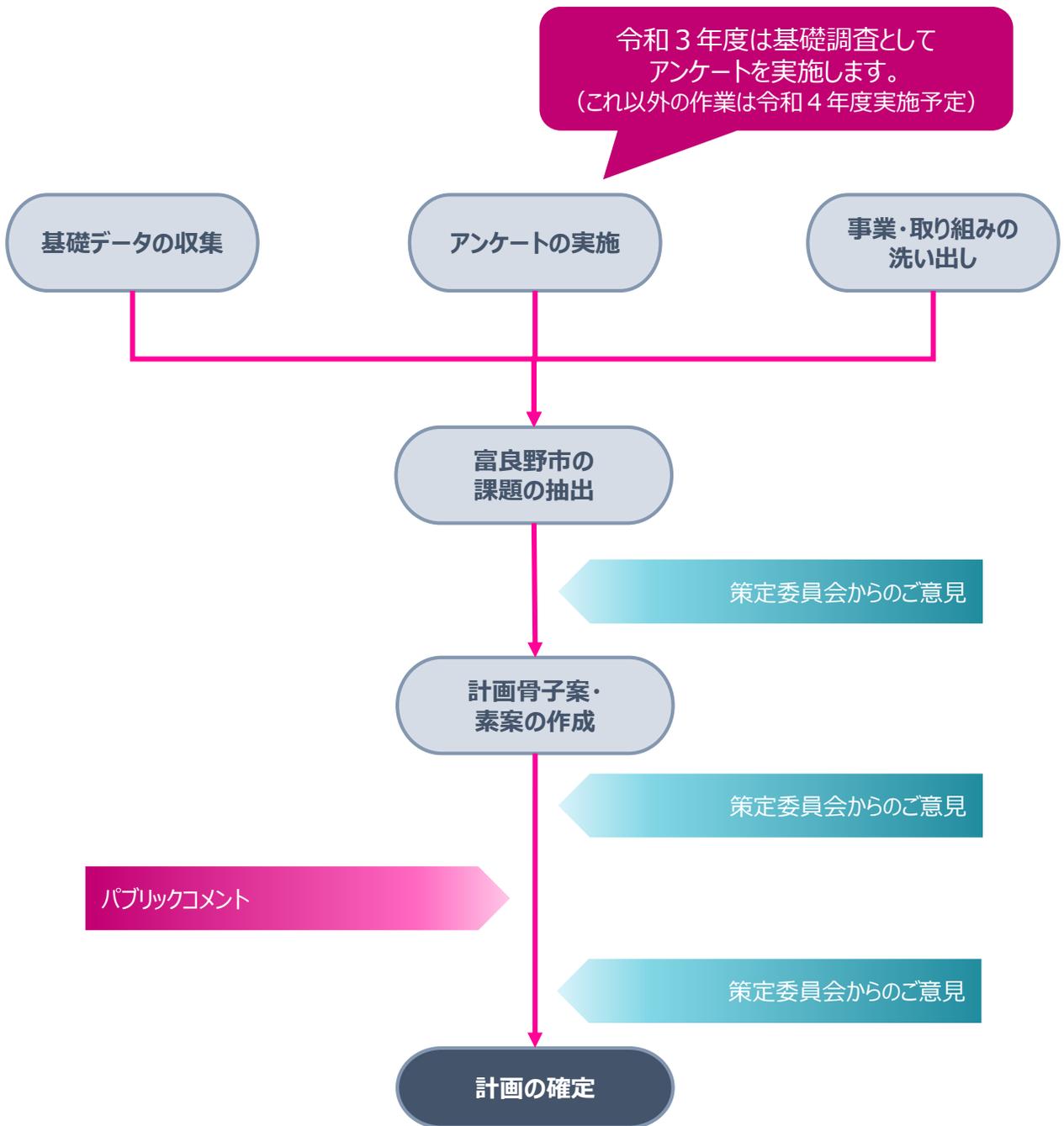


2

策定プロセス

調査・計画策定のフロー

計画策定までの主な作業は以下に示すとおり。



3

作業スケジュール（令和3年度）

作業スケジュール（案）

次のとおり想定します。進捗等を考慮しつつ、適宜調整します。

タスク		2021年度									備考
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(1) アンケートの実施	i 調査票の設計・修正	■	■	■							
	ii 調査票の印刷			■							
	iii 配布・回収				■	■					
	iv 入力・集計・グラフ作成					■	■				
	v 報告書作成						■	■			
(2)	計画策定委員会の開催（支援）		★					★			

▶ 想定される会議の時期と協議テーマ（案）

時期		計画策定委員会	
		回	検討内容（例）
2021年度	7月30日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> 調査票に関する説明 業務スケジュールに関する説明
	12月	第2回	<ul style="list-style-type: none"> 調査報告